

第14回総会議事録

<開催日> 令和3年9月7日(火曜)

<開催場所> 木更津市役所 朝日庁舎(会議室A1・A2)

<会議に付した議案等>

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 報告第147号～報告第164号

農地法第3条の3届出 5件

農地法第4条届出 4件

農地法第5条届出 9件

日程第3 報告第165号～報告第177号 農地の転用事実等に関する照会 13件

日程第4 報告第178号 農地法第18条第6項等通知 1件

日程第5 議案第83号 農地法第3条許可申請 1件

日程第6 議案第84号～議案第95号 農地法第5条許可申請 12件

日程第7 議案第96号 木更津市農用地利用集積計画の決定について
(令和3年度第6次計画分) 1件

<出席委員>

1 番	山口 登志雄	2 番	山口 進		
4 番	竹内 和雄	5 番	齋藤 洋一	6 番	小川 均
7 番	篠田 一男	8 番	平野 眞一	9 番	金子 一夫
10 番	地曳 功一	11 番	庄司 英実	12 番	江尻 幸子
13 番	高橋 勇	14 番	清水 宏益	15 番	林 憲司
16 番	吉田 和義	17 番	安藤 一男	18 番	地曳 昭裕

以上 17人 出席

<遅刻委員> 無し

<欠席委員> 3番 杉山 孝

<傍聴者> 無し

<事務局出席者>

事務局長	小泉 博	副主幹	加藤 進哉	主任主事	吉野 慶太
主事	飯島 直也				

<午後3時00分開会>

議長

委員の皆様には、お忙しいところ、総会への出席を頂き、ありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症対策として、時間短縮のためにも、スムーズな議事進行に、ご理解ご協力を頂きたく、お願い申し上げます。

それでは、ただ今から、第14回総会を開催いたします。
本日の出席委員は17名であり、会議は成立していることを報告いたします。
なお、議席3番杉山委員から欠席の届け出がありました。
本日の議事日程につきましては、既にお配りした議案書記載のとおりです。

それでは、日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名につきましては、議席4番竹内和雄委員と議席12番江尻幸子委員を指名いたします。

書記には事務局職員、吉野主任主事を任命いたします。

次に、日程第2 報告第147号から報告第164号、3ページから6ページの農地法第3条の3の届出5件、農地法第4条の届出4件、農地法第5条の届出9件についての報告でございます。

本件は、事務局長専決に基づくものであり、事務局長から報告を受け、これを受理したので報告いたします。

次に、日程第3 報告第165号から報告第177号、7ページから8ページの農地の転用事実等に関する照会13件についての報告でございます。

本件は、法務局や税務署より農地の現況や転用許可の有無等の照会に対して、調査結果等を報告するものであり、調査結果等につきましては、記載のとおりでございます。

次に、日程第4 報告第178号、9ページの農地法第18条第6項等の通知1件の報告でございます。

本件は、農地の賃借権及び使用貸借権を合意により解約を行ったものを報告するものであります。

農業委員会に提出のありました合意解約の通知については、記載のとおりでございます。

次に、日程第5 議案第83号、10ページの農地法第3条の許可申請1案件について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第83号、農地法第3条許可申請について、ご説明いたします。

なお、事務局説明後、地区担当委員の方からは、農地法第3条第2項の許可要件のうち該当する第1号の全部効率利用要件、第4号の農作業に常時従事する要件、第5号の耕作地の面積が50アール以上の要件、第7号の権利を取得する農地が農地の集団化、農作業の効率化等、周辺地域における効率的かつ総合的な利用に関する要件等について、補足説明をお願いします。

議案第83号ですが、申請箇所は、3条位置図1の牛袋地先の農地になります。

農業経営の継承を図る譲渡人と譲受人との間で協議が整い申請されたもので、使用貸借権設定をするものです。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員の齋藤委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

齋藤委員

議案第83号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。

本件は、農業経営の継承のため申請がされたものです。

齋藤委員

譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約290日で、15,771平方メートルの農地を家族3人で耕作しています。

農業機械はトラクター・田植え機・コンバイン等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。

申請地は田であり、水稻を作付けすることと、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われま

す。以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いいたします。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。

議案第83号、農地法第3条の許可申請について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第83号は、許可と決定いたします。

次に、日程第6 議案第84号から議案第95号、11ページから13ページの農地法第5条の許可申請12案件について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第84号から議案第95号、農地法第5条許可申請の12案件について、ご説明いたします。

初めに、議案第84号ですが、申請箇所は、転用位置図5-1の中島地先の農地になります。

申請目的は、サービス付き高齢者向け住宅として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、高速道路の出入り口からの距離がおおむね300メートル以内の区域にある農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し借入金及び自己資金で賄う計画であり、金融機関の融資証明書及び融資取引現況表により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞なく申請に係る用途に供するかについてですが、令和4年7月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われま

す。最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、宅地開発事前協議書の写し等も添付され、確認したところ問題ないものと思われま

す。次に、議案第85号ですが、申請箇所は、転用位置図5-2の瓜倉地先の農地になります。

申請目的は、建売分譲住宅として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地である

ことから第1種農地と判断いたしました。

この第1種農地では原則的には転用許可できないのですが、転用目的が住宅等で、集落に接続して設置されるものの計画であることにより、例外的に許可できるものです。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和4年3月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われま

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為許可申請書の写しも添付され、確認したところ問題ないものと思われま

次に、議案第86号から議案第88号ですが、関連案件ですので、一括してご説明いたします。

申請箇所は、転用位置図5-3の長須賀地先の農地になります。

申請目的は、特定建築条件付売買予定地として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和4年6月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われま

なお、規模に対して事業期間が短いと思われま

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発許可申請書の写しも添付され、確認したところ問題ないものと思われま

次に、議案第89号ですが、申請箇所は、転用位置図5-4の請西地先の農地になります。

申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞なく申請に係る用途に供するかについてですが、令和3年12月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われま

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、経済産業省の再生可能エネルギー発電事業計画の認定通知書の写し等も添付され、確認したところ問題ないものと思われま

次に、議案第90号ですが、申請箇所は、転用位置図5-5の伊豆島地先の農地になります。

申請目的は、大型車両保管基地として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可

申請となっております。貸付先は、譲受人が代表を務める会社となります。

なお、本申請に関しましては、数年前に許可を得ずに転用をしてしまった案件です。当該地はもともと農用区域にも指定されていた農地ですが、譲受人と譲渡人が農地法を理解せずに施工を始めてしまい、完成後も違反状態となっていたものです。

農用区域に指定されていた農地だったため農振除外の手続きが必要でしたが、今回除外が認められ、合わせて、農地転用申請が出されたものです。

なお、農振除外申請時に農地転用に係る協議も重ねられており、農振除外後の農地区分については、第2種農地と判断し、事業計画や資金計画も問題ないと判断されており、今回追認という形ではありますが、一般基準は満たすものと思われま。最後に、譲受人からは、今後同じようなことが無いよう顛末書を徴しており、農地法の趣旨を理解し、法令を遵守していくとのこと。

次に、議案第91号から議案第95号ですが、同じ譲受人の申請となりますが、議案第91号と議案第92号から議案第95号は近い場所ではありますが、場所が異なること、また、議案第91号は盛土無し、議案第92号から議案第95号は盛土有りなど、多少事業内容が異なりますので、それぞれ議案を分けてご説明いたします。

まず、議案第91号ですが、申請箇所は、転用位置図5-6の茅野地先の農地になります。

最初にご報告ですが、当該地の現地確認をしたところ、スクリーンの写真のとおり、許可前にも関わらず資材が置かれておりました。その量も多く問題であったため、事業者にも事情を聴取したところ、置いたことは間違いなく、許可前であることは承知していたが、他に置く場所がなくやむを得ず、空いていた敷地に置いてしまったとのことでした。一時的な仮置きで、移動させる場所の目途はたっており、移動可能になったらすぐに片づけられるとのことでしたので、速やかな撤去を指導しました。

また、撤去が認められた上でないと許可は出来ない旨を伝えましたところ、許可までには間違いなく片付けるとのことで、許可についても了解しています。

それでは一般基準の説明に戻ります。

申請目的は、資材置場として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、整地費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和3年12月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われ、問題ないものと思われま。

次に、議案第92号から議案第95号ですが、関連案件ですので、一括してご説明いたします。

申請箇所は、転用位置図5-7の茅野地先の農地になります。

申請目的は、資材置場及び進入路として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請、進入路部分については、一時転用を伴う使用貸借権設定の許可申請となっております。

農地区分については、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、整地費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

事務局	<p>転用行為の支障となる権利者ですが、一部土地に仮登記権者がいましたが、仮登記権者から同意書が提出されています。</p> <p>次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和3年12月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。</p> <p>最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、埋め立てに係る事前協議書も添付され、確認したところ問題ないものと思われます。</p> <p>以上で、事務局の説明を終わります。</p>
議長	<p>続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>初めに、議案第84号について、高橋委員をお願いします。</p>
高橋委員	<p>議案第84号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。</p> <p>まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため、土砂の流出等は起きないと思われます。</p> <p>次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は側溝及び管渠により集水し、北東側水路へ放流、汚水は合併浄化槽で処理した後に、雨水桝と接続し北東側水路へ放流するため問題は生じないと思われます。</p> <p>次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、道路に面し、他の耕作に支障は起こらないと思われるため問題はないと思われます。</p> <p>次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、農地側を駐車場にするなどの配慮した計画のため問題はないと思われます。</p> <p>最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。</p> <p>以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>続いて、議案第85号について、篠田委員をお願いします。</p>
篠田委員	<p>議案第85号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。</p> <p>まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、整地のみで、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われます。</p> <p>次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は宅内に浸透槽を設置し量の抑制後地先排水路へ放流し、汚水は合併浄化槽で処理した後に地先排水路へ放流する計画のため問題は生じないと思われます。</p> <p>次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、隣接する農地は無いため問題はないと思われます。</p> <p>次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する農地は無いため問題はないと思われます。</p> <p>最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。</p> <p>以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>続いて、議案第86号から議案第88号について、山口進委員をお願いします。</p>

山口進委員

議案第86号から議案第88号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、区域内の切土盛土のみで、かつ周囲をコンクリート擁壁で囲うため、土砂の流出等は起きないと思われま

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は各宅地内に雨水浸透貯留施設を設け流出抑制をし、汚水は合併浄化槽を設置し、処理した後に新設道路内側溝へ放流するため問題は生じないと思われま

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われま

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、耕作されている土地は南側のみで、北側の隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われま

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われま

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま

ので、当該申請は適当と判断いたしました。
ご審議のほど、よろしくお願

議長

続いて、議案第89号について、清水委員お願

清水委員

議案第89号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はせず整地のみのため、土砂の流出等は起きないと思われま

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われま

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、市街化区域が近く、農地が隣接していない単

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、北側より農道の土手下に位置し、東側は資材置場であり、太陽光パネルの設置のみであり、最高の高さが1.4メートル程度であるため問題は生じないと思われま

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題は生じないと思われま

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま

ので、当該申請は適当と判断いたしました。
ご審議のほど、よろしくお願

議長

続いて、議案第90号について、地曳功一委員お願

地曳功一委員

議案第90号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、本申請は事務局からの説明にもあったとおり、既に資材置場として以前から使われており、今回は追認という形になります。なお、現状農業上のトラブル等はないと思われま

それでは、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、既に碎石等が敷かれ、周りは、フェンスで囲われているため、土砂の流出等は起きないと思われま

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われま

地曳功一委員

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、道路に面し、他の営農への支障は起きないと思われるため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、車両置場であり、現状も支障は起きていないため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われまので、追認という形ではありますが、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

続いて、議案第91号から議案第95号について、小川委員お願いします。

小川委員

議案第91号及び議案第92号から議案第95号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、議案第91号の現地ですが、事務局からの説明にもあったとおり、許可前にも関わらず資材が置かれている状態でした。このことについては、事業者の社長が、自ら置いたことを認めており、場所の確保ができ次第速やかに撤去をするとの報告を受けております。よって、千葉県最終的な許可が出る条件として、撤去を確認してからでないと許可を認めないことを条件とする旨を意見書に記載し、農業委員会の意見として千葉県に送付したいと考えております。

また、私の自宅から近い場所なので、撤去が行われたことの確認は容易にできますので、私の方でもパトロールをし、動きがあれば事務局へ連絡するなど、確実に撤去した状態を確認したいと思います。

それでは、ここからは周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

なお、事業内容の関係で議案としては分かれておりますが、周辺の営農状況は変わりませんので、一括して報告させていただきます。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、議案第91号の茅野■■■■■の案件は、盛土は行わず、碎石を敷くのみのため問題はないと思われます。議案第92号から議案第95号の茅野■■■■■の案件は、境界から離して施工するため、土砂の流出等は起きないと思われま。

ここからは、内容が重複するため、一括して報告いたします。

農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われま。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に営農中の農地は無いため問題はないと思われま。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地は無いため問題はないと思われま。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われま。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま。

しかし、現在置かれている資材を撤去しなければ許可は認めない旨を意見として付したいと思います。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局の説明並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。

地曳昭裕委員	はい。
議長	地曳昭裕委員、どうぞ。
地曳昭裕委員	<p>議案第90号伊豆島の案件と、議案第91号から議案第95号茅野の案件について、その整合性がとれていないことについて伺います。</p> <p>茅野の案件では、資材を置いてあって、その資材を撤去しなければ許可しないとの話でした。</p> <p>伊豆島の案件では、既に違反でありながら使用しているとのこと。もし、違反がわかったら、その時点で、使用を認めないのが茅野の案件とのバランスがとれると思うのですが、その辺りの整合性について伺います。</p> <p>それからもう一つは、違反が見つかったから、追認という形での対応とのことですが、農振地域から除外されたということですが、時系列的にそのあたりをもう少し詳しく教えてください。</p>
事務局	<p>はい。委員からお話がありましたように、議案第90号は既に以前から転用が行われてしまっていて追認という形で、議案第91号からの案件については、許可前に資材が置かれておりますので撤去しなければ認めないとしております。考え方の矛盾が生じているということかと思えます。</p> <p>議案第90号、伊豆島の案件の顛末から話しますと、土地の所有者は、今回議案の譲渡人ですが、この方の亡くなられた先代と譲受人との間で話があり、この場所が農用地域であり転用するためには農用地域からの除外をしなければならないという非常にハードルの高い事情があったのですが、譲受人が譲渡人の先代に手続きについては大丈夫なのかと確認したところ、大丈夫との回答をもらったとのことで、購入したとのことでした。その後譲受人は、譲渡人が手続きを行うと思っていたとのことで、転用行為をはじめしまったとのことでした。</p> <p>その後、何の手続きも取られていなかったということがわかり、あわてて農業委員会や他の関係部署に相談があったとのことで、今回の手続きに及んだということです。かなりこの段階でも時間がかかっており、転用の許可をしないまま現在に至っております。</p> <p>現在、既に碎石が敷かれている状態で、また、農用地域であったことから、農林水産課での手続きが必要でした。本来は、原状復旧してから申請するのが原則ではありますが、協議のなかで原状復旧するのは難しいとの判断が、県との協議のなかであり、そこはやむを得ないとの判断から、現状のまま他の基準を満たしていればとの協議がされて、それが認められて農振除外が認められたとのことです。これが認められたのが、令和3年5月20日で、その後農地転用の申請がされました。この行為があつてから数年以上たつてしまっているという状況からも、原状復旧というのは難しいとの判断もあり、今回追認ということでやむを得ないと考えております。</p> <p>それに対して、議案第91号の茅野の案件は、申請時に約1ヵ月前に撮られた現場写真が付いているのですが、この時点では何もなかったのですが、今回県の担当と私が現地確認に行ったところ、このような状態であったため、事情聴取したところ、本来置く場所に置けなくなったために、やむを得ず一時的に置いてしまったとのことでした。一週間か二週間で、本来の場所に置くことが可能とのことでしたので、速やかにそちらに戻して、農地として復元してくださいと話しました。</p> <p>このような状況からやむを得ず、伊豆島の案件は追認、茅野の案件は撤去という対応になりました。</p>
地曳昭裕委員	埋立てがあると思うのですが、500平方メートル以上ですと、環境部のチェックが入ると思うのですが、埋立てに対して、環境部はどのような見解をもっているのでしょうか。伊豆島の案件についてです。
事務局	埋立てに関する資料がないので明確なことは言えませんが、規模としては1,300平方メートルになるので届出の扱いにはなります。環境部に確認したうえで報告させていただきたいと思っております。

地曳昭裕委員 昔に行ったことになるのですが、自分たちもよく農地を埋めるのに際して、500平方メートル以内とか超えるとか、そういうことに関して環境部は非常にチェックが厳しいのに、以前このようなことがあったとなると、これから似たようなことがあったときに、以前あったとする既成事実として残ってしまうものですからよろしくないと思われまして、追認という形ですが、とくには罰則があるわけでもないの、今度、環境部に確認することですから、皆さんが納得できるような説明を環境部には、お願いしたいと思います。

事務局 はい、直せるものは直させる、直せないレベルまでいってしまったものは認めるというのはやはり制度上はおかしいとは感じておりますので、そのためにも早期に発見、改善のできる段階での発見に努めていく必要があると思いますので、委員の皆様もご協力をお願いします。

議長 それでは、本件についての採決については、いかがいたしましょうか。

事務局 農振除外されているところなので、環境部と農林水産課にもう一度確認したうえで追認とさせていただきますと思います。

議長 地曳昭裕委員、いかがですか。

地曳昭裕委員 私としては、環境部の見解が聞きたかったのですが、採決については皆さんに聞いていただければと思います。

吉田委員 はい。

議長 吉田委員、どうぞ

吉田委員 はい。議案第90号は、今日決めなくてはいけないのでしょうか。今日は、審議保留として確認後に次回審議としたらいかがでしょうか。形がちゃんとしないと採決するのは難しいと思います。それから、議案第91号ですが、条件付きで県に送るのはよいのですが、千葉県は、どうするのでしょうか。

事務局 議案第90号については、次回の総会で報告させていただけたらと思います。それから、議案第91号ですが、県の担当も現地を見ており、同じ見解ではあります。そのため、他の申請要件を充たし、さらに撤去を確認してからでない最終的な許可はださないという見解だと聞いております。

吉田委員 わかりました。

議長 その他、ございますか。
ご意見等も無いようですので、採決いたします。
なお、議案第90号については、審議を保留するとの意見がありましたので、議案第90号を別に採決することとし、初めに議案第90号を除く、議案第84号から議案第95号の11案件について、一括で採決したいと思います。ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議も無いようですので、一括採決いたします。
議案第90号を除く、議案第84号から議案第95号、農地法第5条の許可申請11案件について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

議長

挙手全員であります。
よって、議案第90号を除く、議案第84号から議案第95号は、許可相当として知事に意見書を送付いたします。
続いて、議案第90号について、採決いたします。
議案第90号、農地法第5条の許可申請について、審議を保留することに賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。
よって、議案第90号は、審議を保留し、次回総会まで審議を継続するものといたします。

次に、日程第7 議案第96号、14ページから17ページの木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和3年度第6次計画分を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局

議案第96号、木更津市農用地利用集積、令和3年度第6次計画の決定について、ご説明いたします。
本案件は、令和3年8月24日付けで、木更津市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、当該計画の決定を求められているものであります。
それでは、議案書の利用明細書に沿ってご説明いたします。
今回の計画は、計画1のみとなっております。
利用目的は、露地野菜を作付けする計画となっております。
利用権設定の種類は、賃借権の設定となっております。
利用権設定期間は10年となっております。
計画合計数は、7筆1,942平方メートルとなっております。
以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員の齋藤委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

齋藤委員

本件については、地区担当委員の杉山委員が本日欠席のため代わって私から計画番号1番についてご説明いたします。
本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。
利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われまます。
なお、申請地の現況は畑で、露地野菜を作付けすることとあります。
以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われまます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

以上で、説明が終わりました。
ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。
議案第96号、木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和3年度第6次計画分を

議長

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第96号は、原案のとおり決定しましたので、市長宛にその旨を回答するものといたします。

これにて、本日の報告事項並びに議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、第14回総会を閉会といたします。

なお、終了時間は、午後4時00分であります。

以上をもって議事の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和3年9月7日

議 長

安 藤 一 男

議事録署名委員

竹 内 和 雄

江 尻 幸 子